

上美生中学校いじめ防止基本方針

芽室町立上美生中学校

1 基本理念といじめの基本認識

1) 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条から）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2) いじめの基本認識

本校では、「いじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考えの下、また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「上美生中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ（いじめ防止対策推進法第2条から）と「いじめの特質」

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめの特質

学校がいじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを教職員が共通に認識しておくことが大事です。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条から）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条から）

保護者はいじめを正しく認識するとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させる。また、規範意識を養う指導や学校などが講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

5 いじめ対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条から）

- (1) 名称：「上美生中学校いじめ対策委員会」（特別委員会）
- (2) 構成員：教頭、生徒指導部、養護教諭、学校運営地域協力者会議役員、PTA三役
- (3) 会議：4月（計画会議）、3月（反省会議）、1、2学期末
その他必要に応じて開催する。
*学校運営地域協力者会議役員とPTA三役については、4月、3月、その他必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
教頭、生徒指導部、学級担任、養護教諭
（場合によって、教科担任や部活動顧問も担当者とする）
*「いじめ対応チーム」は、発生（認知）した個々のいじめ問題に対処することを目的にした適宜の組織とする。

6 いじめの未然防止と早期発見のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されな

いことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

1) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが必要です。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

①生徒や学級の様子を知るために

アー教職員の感性や気づき

生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる教職員の感性や気づきが大切です。

イー生徒の実態把握

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。

【主な取組や手立て】

(1) いじめアンケート調査の実施

- ・いじめの早期発見のアンケート調査を「無記名」で実施する。(6月、11月)
- ・いじめについての詳細な情報を得る。

(2) 児童観察による情報収集

- ・学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導部はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

(3) 教育相談週間の実施(6月、11月)

- ・事前に学校生活(生活・学習・友達関係など)に関わる調査を実施し、これに基づいて教育相談を行う。

(4) QU調査の実施と活用

- ・調査結果を学年間で交流する。また、校内研修に活用する。

②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

アー生徒たちのよきモデルとなり信頼される教職員

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は生徒のよきモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。

イー心が通い合う教職員の協力協働体制

教職員の共通理解による、温かい学級経営と教育活動を学年や学校全体で展開する。互いに学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気を作る。

ウー自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事の実施

「こんなに求められた」「人の役になった」など、他者と関わる機会を工夫し、それぞれが違いを認め合う仲間づくりを大事にする。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」という気持ちが自己肯定感につながる。

エー全校会議の開催

学校の「いじめ防止基本方針」に基づいて行われる「いじめ問題への対応」が、より相応しい方法で実施するよう協議し理解を図る。

【主な取組や手立て】

- (1) 休み時間、昼休みの監督方法の改善
 - ・ 休み時間や昼休みの時間に生徒たちと教師が過ごす時間が多いほど、いじめが起きないとう結果がある。
 - ・ 教職員が体育館や図書館、教室などを適度に見回り、暴力行為や嫌がらせなどに迅速に対応する環境をつくる。
- (2) いじめ防止リーフレットの発行
 - ・ いじめをなくすための学校の考えや取組等を家庭や地域に周知するとともに、いじめ発見のチェックポイントなどの情報を提供することで、学校と一体となったいじめ防止の取組への理解を図る。
- (3) 教育相談体制の整備
 - ・ 生徒への教育相談とともに、保護者の相談にも適切に対応する。相談内容によってはスクールライフアドバイザーとの連携も考慮する。
 - ・ 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集などに努める。
- (4) 全体会議の開催
 - ・ 学校の「いじめ対策委員会」で協議したことを教職員全体に周知し、共通理解を図る。

2) いじめの早期発見

いじめは早期発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日ごろから教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

①教職員のいじめに「気づく力」を高める

アー生徒の立場に立って

教職員は人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立って、守るという姿勢をもつ。

イー生徒を共感的に理解する

生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高め、生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

②いじめの態様の理解

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場

合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

③いじめをなくすための生徒の主体的な取組

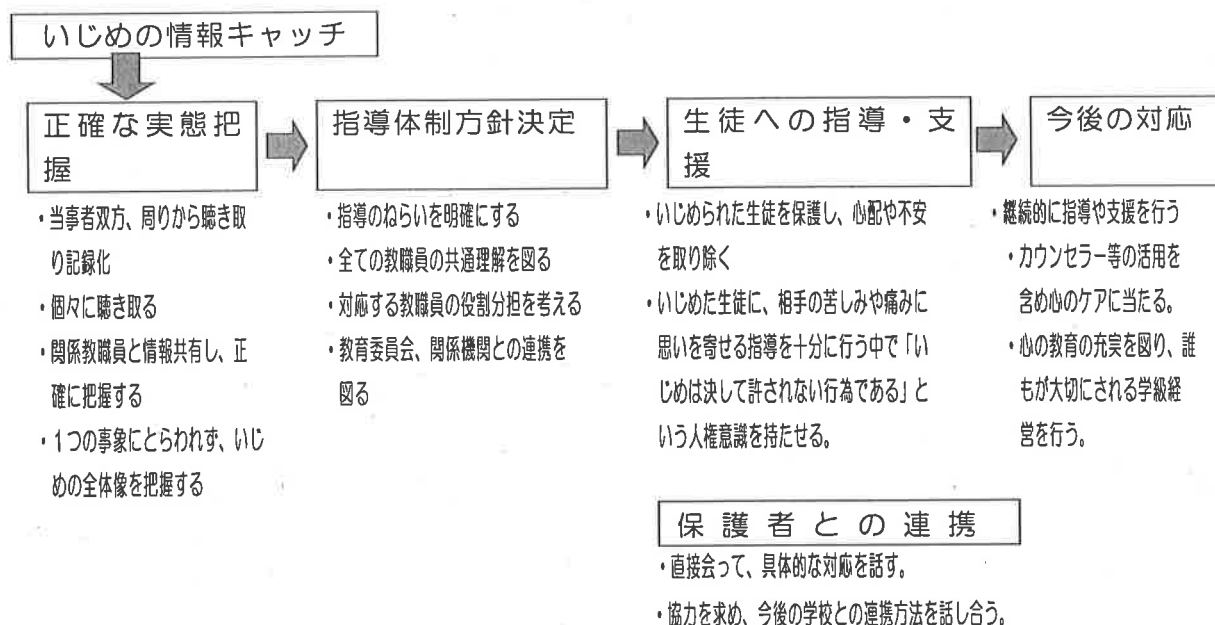
生徒がいじめ問題について自ら考えたり行動したりするなどの活動に取り組むことで、いじめは人間として絶対に許されないことや、社会性や規範意識、人権尊重の意識を身に付けさせることができる。

- ・異年齢・異学年との交流活動や体験活動
- ・生徒会活動の充実

7 いじめの早期解決に向けての取組（早期対応）

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校全体で組織的に対応（一致団結）することが重要です。いじめの再発防止には、日常的に取り組む実践的な計画を立て、生徒に対して、継続的な指導、見守ることが必要です。

①いじめ対応の基本的な流れの明確化



②いじめ発見時の緊急対応

- ・いじめられた生徒、いじめを知らせてくれた生徒を守り通す。
- ・事実確認と情報の共有に努める。

③いじめが起きた場合の対応

- ・いじめられた生徒に対して
- ・周りの生徒に対して
- ・いじめた生徒に対して
- ・継続した指導

【主な取組や手立て】

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
 - ・ 事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・ 対応策の検討
 - ・ 教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - ・ 被害生徒への面談
 - ・ 加害生徒への指導
 - ・ 事実を認識していた生徒への指導
 - ・ 被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - ・ 教育相談体制の強化
 - ・ 適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

8 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法などの習得を目的に校内研修の実施
 - ・ 「生徒指導交流会」の開催（年3回）
 - ・ いじめ事案に関する校内研修（事例研究・グループ協議を入れた研究）の実施
 - ・ QU結果を活用した校内研修の実施
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の環流に努める。

9 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
 - ・ 教科指導では、生徒指導の機能を生かした取組を充実させる。
 - ・ 言語活動や各種授業形態による活動を通して、他の人とかかわる能力を高める。
 - ・ いじめの芽を早期に摘み取るように努める。
- (2) 道徳教育
 - ・ 道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深める。
 - ・ 道徳的価値を豊かな体験を通して内面を育む。
- (3) 特別活動
 - ・ 学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図ることでいじめ防止に寄与する。
 - ・ 特に、人とかかわりの中での失敗体験などを大切にすることで、個性を伸ばし、自他を認める心を育む。
- (4) 総合的な学習の時間
 - ・ キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動を充実させる。

- ・ 社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

10 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

11 保護者・地域への情報提供

- ・ 基本方針は学校だよりや参観日等で保護者に紹介・周知し、理解と協力をえる。
- ・ 必要に応じていじめの状況や対応策などについて説明する機会を設け、学校としての責任を果たす。

月	学校の主な取組と情報提供などの内容
4月	「上美生中学校いじめ防止基本方針」の保護者への説明（参観日・PTA総会等） いじめ対策委員会① 生徒指導交流会①
5月	いじめの学級指導 生徒会による自主的活動
6月	いじめアンケート調査① 教育相談週間① 学校運営地域協力者会議① QU調査の実施①
7月	いじめ対策委員会②（中間評価） 生徒指導交流会②
8月	
9月	学校評価（中間評価：教職員・生徒・保護者）①
10月	
11月	いじめアンケート調査② 教育相談週間② 生徒指導交流会② 学校評価（自己評価） QU調査の実施②
12月	いじめ対策委員会③ 学校運営地域協力者会議②
1月	学校評価（年度末評価：教職員・生徒・保護者）②
2月	生徒指導交流会③
3月	いじめ対策委員会④（全体反省） 学校運営地域協力者会議③

12 いじめ対策年間プログラム

※学級における「適切な人間関係づくり」は年間をとおして実施

○いじめ防止プログラム

1) 学校での取組

- ①アンケート調査
- ・ いじめ防止プログラムの起点となる。
 - ・ いじめの実態について詳細に把握する。
 - ・ 生徒間の暴力の有無や教師との関係を把握する。
 - ・ いじめの被害状況や発生場所等の情報を得る。
- ②全体会議
- ・ 学校に属する生徒、教職員等がいじめを減らす確認と取組を行う。

- ・学校において行われているいじめ対策について議論し、より相応しい方法で実施する。
- ・生徒会によって生徒向けの対策を講じる。

③いじめ防止リーフレット発行 ・ ・ ・生徒向けや家庭向けのリーフレットによって、学校とともにいじめをなくす意識を高める。

2) 教室での取組

教室では、生徒と教師がともにいじめに関する教室内規定を定めることで、学級の生徒全員がいじめ問題に関心を持つ姿勢を育て、このことが未然防止の第一歩となる。

①クラスのルールづくり

学級会において、クラス内の人間関係について話し合い、時には議論する場を設ける。この繰り返しによって、いじめの加害者になりそうな生徒や加害者の生徒に、集団的な圧力をかけることに繋がり、未然防止の環境作りとなる。

3) 個人の取組

①加害生徒との話し合い

クラス内にいじめが生じていることを発見した場合、担任は時を移さず、いじめの両当事者と個別面談の機会を設ける。それでも加害者の態度が改まらない場合は、校長や両親を招いた面談を行い、いじめの解決を試みる。

②被害者との話し合い

被害者の多くが、事態のさらなる悪化を恐れ、何も言わず我慢をしていることが多い。被害者の生徒を保護する、守るという特別な義務が学校にある。被害者との面談を重ね、被害者の生徒から、いじめの実態について直接聞けるように信頼関係を築く必要がある。

③両親との話し合い

いじめの両当事者の保護者と連絡を取る。保護者に我が子の学校の様子を伝える。学校として良好な関係になるよう、学校の取組や対応等を説明する。保護者に学校の取組の理解と保護者の対応に協力を依頼する。

学校と保護者との緊密な協力関係を構築し、普段から情報交換を行うことで、事態を変える上で効果的である。

13 いじめ早期発見のためのチェックリスト

- ① いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- ② 参観日や懇談会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設けている。
- ③ いじめへの学校の対処方針や指導計画を家庭や地域に向けて公表している。
- ④ いじめ問題に関わる校内研修を実施している。
- ⑤ いじめの実態を把握するために、定期的にアンケート調査を実施している。
- ⑥ 定期的に生徒への教育相談を実施し、いじめに関わる情報を得ている。
- ⑦ 生徒がいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- ⑧ 「ネット上のいじめ」への対応として、ネットパトロールを実施している。
- ⑨ 生徒向けに「ネット上のいじめ」に関わる学習会を実施している。
- ⑩ 「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習会を実施している。